

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号） （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
<p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第12号の国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号）別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>50. ～84. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第28条第1項表第15号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1)～(2) (略)</p> <p>86.～108. (略)</p> <p><u>109. 適用関係告示第28条第1項第16号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u>  <u>(1) 平成29年9月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）</u>  <u>(2) 平成29年9月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u>  <u>(3) 平成29年9月19日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</u></p>	<p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第13号の国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号）別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>50. ～84. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第28条第1項表第16号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1)～(2) (略)</p> <p>86.～108. (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

本改正規定は、平成29年9月20日より施行する。

○国土交通省告示第八百四十三号  
 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第三項及び第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の次に定める。  
 平成二十九年九月二十日  
 国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。  
 （道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）</p> <p><b>第41条</b>（略）</p> <p>2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）</p> <p><b>第41条</b>（略）</p> <p>2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第二号、第三号及び第五号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第二号から第五号までの規定は適用しない。</p> <p>一～四（略）</p>

五 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 自動車 (イに掲げるものを除く。) 次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと

(1) (略)

(2) 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき (次に掲げる原動機制御等を行う場合を除く。)

(i) 別添41「重量車排出ガスの測定方法」又は別添42「中・軽量車排出ガスの測定方法」に規定する方法による排出ガスの測定試験 (以下「排出ガス試験」という。) に特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの

(ii) 当該自動車が排出ガス試験を行う場所がないことを検知することにより作動するもの

(iii) 排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間が経過したことを検知することにより作動するもの

(3) (略)

3～6 (略)

別添116 オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準

1.～3. (略)

4. 性能要件

4.1. 排出ガスストラテジー

排出ガスストラテジーは、エンジンシステムが通常の使用において本技術基準の規定に適合できるように設計すること。

4.1.1. (略)

4.1.2. 補助排出ガスストラテジー

補助排出ガスストラテジーは、補助排出ガスストラテジーの作動条件以外の条件において、基本排出ガスストラテジーの効果を低下させないこと。ただし、次のいずれかの場合にあっては、この限りでない。

(a) (略)

(b) エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的で補助排出ガスストラテジー (次に掲げるものを除く。) を作動させる場合。

(i) WHDCモード法による試験又は6.2. に規定するWNT E試験 (以下「排出ガス試験」と総称する。) に特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの (5. に規定する適用条件を満たさない場合並びに6.1. に規定するWNT E制御領域外のエンジン回転数及びエンジントルクとなった場合において作動するものを除く。)

(ii) 当該エンジンが排出ガス試験を行う場所がないことを検知することにより作動するもの

(iii) 排出ガス試験の所要時間に関連があると認められる時間が経過したことを検知することにより作動するもの

(c)・(d) (略)

5.～7. (略)

五 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。

イ (略)

ロ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が3.5 t を超えるものを除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が3.5 t 以下のもの) 次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと

(1) (略)

(2) 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (略)

3～6 (略)

別添116 オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準

1.～3. (略)

4. 性能要件

4.1. 排出ガスストラテジー

排出ガスストラテジーは、エンジンシステムが通常の使用において本技術基準の規定に適合できるように設計すること。

4.1.1. (略)

4.1.2. 補助排出ガスストラテジー

補助排出ガスストラテジーは、補助排出ガスストラテジーの作動条件以外の条件において、基本排出ガスストラテジーの効果を低下させないこと。ただし、次のいずれかの場合にあっては、この限りでない。

(a) (略)

(b) エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的で補助排出ガスストラテジー (次に掲げるものを除く。) を作動させる場合。

(新設)

(新設)

(新設)

(c)・(d) (略)

5.～7. (略)

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正する告示）  
**第二条** 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後		改正前			
2 170 （略）	自 動 車 一〇十五（略） 十六 軽油以外を燃料とする自動車（平成二十九年九月十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）	条 項 （略） 細目告示第四十一条第二項第五号ロ	2 170 （略）	自 動 車 一〇十五（略） （新設）	条 項 （略）

附 則  
 この告示は、公布の日から施行する。



平成 29 年 9 月 20 日  
自動車局環境政策課

## 排出ガス不正制御の明確化について

－ 排出ガス不正制御の使用禁止の明確化のために基準を改正します －

「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」の最終とりまとめ（本年4月）を踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の改正により、排出ガス悪化を伴う明らかに不正な原動機制御等の具体例を示し、それらの使用禁止を明確化します。

### 1. 背景

平成 27 年 9 月、排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が発覚しました。

これを受けて国土交通省及び環境省が合同で設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年 4 月に最終とりまとめを公表しました。

当該最終とりまとめにおいては、排出ガス低減装置の制御について、明らかに不正であると考えられる制御を明確化すべきとされており、今般、これに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行うことします。

### 2. 改正概要（改正の詳細については別紙をご覧ください。）

次に掲げる排出ガス低減装置の制御は原動機の保護のために必要な制御（保護制御）には該当せず、不正とみなし、禁止することを明確化します。

- ・ 排出ガス試験時特有の事象を基に試験中かどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験を行う場所にあるかどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験の所要時間と関連する時間の経過を検知して作動するもの

### 3. 対象とする車種

内燃機関を有する自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

### 4. 公布

公布：9月20日（本日）

お問い合わせ先

自動車局 環境政策課：中里・菊地

電話 03-5253-8111（内線 42522）03-5253-8604（直通）FAX 03-5253-1636

# 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の一部を改正する告示について

## 1. 背景

排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が平成 27 年 9 月に発覚したことを受けて国土交通省及び環境省が合同で設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年 4 月に最終とりまとめを公表した。

当該最終とりまとめにおいて、排出ガス低減装置の制御について、原動機等の保護のために必要なときに行うことが許容されている制御（保護制御）には該当せず、明らかに不正であると考えられるものの具体例を示し、それらの使用の禁止を明確化すべきとされている。今般、これに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正内容

- 次に掲げる排出ガス低減装置の制御は、「原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき」（細目告示第 41 条第 2 項第 5 号ロ②）又は「エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的で作動させる場合」（細目告示別添 116 オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準 4.1.2. (b)）に行われるものには該当しないことを規定する。
  - ・ 排出ガス測定試験時特有の事象を基に当該試験中であることを検知した場合においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、試験中でないことを検知した場合は当該装置の機能を停止又は低減させるもの
  - ・ 特定の緯度及び経度においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、それ以外の場所では当該装置の機能を停止又は低減させるもの
  - ・ 排出ガス測定試験の所要時間と関連すると認められる一定の時間においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、一定時間経過後には当該装置の機能を停止又は低減させるもの
- 上記規定の適用対象を、下記のとおりとする。
  - ・ 軽油以外を燃料とする自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）にあつては、施行日以降の新型車
  - ・ 軽油を燃料とする自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）にあつては、平成 28 年 10 月 1 日（車両総重量 7.5 t を超えるけん引車にあつては平成 29 年 10 月 1 日、車両総重量が 7.5 t 以下のものにあつては平成 30 年 10 月 1 日）以降の新型車
  - ・ 車両総重量 3.5 t 以下の自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車にあつては、平成 27 年 11 月 20 日以降の新型車

## 3. 公布

公布：平成 29 年 9 月 20 日